

新潟市教育委員会規程の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和4年8月15日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

教育長訓令第3号

新潟市教育委員会規程の読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に効力を有する新潟市教育委員会の規程において読点として表記する「、」を「,」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の新潟市教育委員会規程で定める様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。